

I 万国郵便条約及びその他の規則に基づく禁制品

区別	禁制品
麻薬等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不正な薬物(麻薬及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国にあて小包郵便物で差し出す場合を除く。)
わいせつな物品	<ul style="list-style-type: none"> ■ わいせつな又は不道德な物品
偽造又は海賊版の物品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 偽造又は海賊版の物品
名あて国の禁止品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 名あて国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品(注1)
取扱上危害を及ぼすおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品
信書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む。)以外の者の間で交換されるもの(記録文書を除く。)
危険性のある物質	<ul style="list-style-type: none"> ■ 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物 <ul style="list-style-type: none"> ● 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 ● 次の物質は、その内容量、包装条件等について一定の条件を満たす場合に、例外的に引き受ける。ただし、名あて国がその取扱いを行っている場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> －放射性物質(あらかじめ税関検査を受けたものを、書留とする航空書状として差し出す場合に限る。) －日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関により差し出される伝染性物質(あらかじめ税関検査を受けたものを、書留とする航空書状として差し出す場合に限る。) －機器に取り付けられたリチウム電池であって国際郵便約款別記16の差出条件を満たすもの(注2・3) ● 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬(不活性の擲弾、砲弾等を含む。)並びにこれらの模造品
生きた動物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 ■ 次の動物は、例外的に、通常郵便物(保険付郵便物を除きます。)(注4)又は国際スピード郵便物(2万円を超える損害要償額の申出のあるものを除きます。)(注5)として送付することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● みつばち、水ひる及び蚕 ● 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの ● 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの
貴重品等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険付通常郵便物以外の通常郵便物。ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。 ● 保険付小包以外の小包 ● 国際スピード郵便物
通信文等 (印刷物、盲人用郵便物及び小形包装物)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 印刷物及び盲人用郵便物については、次のことを行ってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること。 ● 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名あて国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小形包装物については、次のことを行ってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の人にあてた通信文を筆書した書類を包有すること。ただし、その物に添付する無封の添え状又は送状は入れることができる。
IATA航空危険物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際連合が定めた「危険物の輸送に関する勧告」が対象とする物品（現行の施行規則において定める一定の危険物、放射性物質及び伝染性物質を除く。）並びに国際民間航空機関（ICAO）の「技術に関する説明書」の現行版及び国際航空運送協会（IATA）の「危険物に関する規則」の現行版が対象とする物品は、いずれの郵便物への封入を禁止する。
その他の規則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 象牙、象牙製品等ワシントン条約によって名あて国において輸入が禁止されている物品 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

（注1） 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品は、国別の送達条件によります。ただし、送達条件のとおり名あて国に送付した物品であっても、名あて国からの通報の遅延等の事情で、名あて国の最新の法令の規定が反映されていないため、又は、名あて国税関の判断により、禁制品又は輸入制限のある物品とされ、郵便物が日本に返送されたり、場合によっては、名あて国で没収等される場合があります。

（注2） 航空郵便物、SAL郵便物又は国際スピード郵便物に包有するリチウム電池（国際郵便約款別記16の差出条件を満たすものに限ります。）は、次に掲げる国・地域に宛てるもの限り差し出すことができます。

アイスランド、アイルランド、アセンション、アゼルバイジャン、アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の海外領土（ウェーキ、北マリアナ諸島、グアム、サイパン、ミッドウェイ諸島、サモア、プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島）、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルジェリア、アルバニア、アルメニア、アンギラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、英領ヴァージン諸島、エクアドル、エストニア、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア（クリスマス島、ココス（キーリング）諸島）、ノーフォーク島を含む。）、オーストリア、オマーン、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、カーボヴェルデ、カザフスタン、ガドループ、カナダ、ガボン、カメルーン、カンボジア、ガーナ、ガイアナ、ガンビア、北朝鮮、キプロス、キリバス、キルギス、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、ギリシャ、クウェート、クック諸島、クロアチア、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、ケイマン諸島、ケニア、コスタリカ、コンボ、コモロ、コロンビア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、サンピエール及びミクロン、ザンビア、シエラレオネ、シリア、シンガポール、ジブラルタル、ジャマイカ、ジョージア、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セント・ヘレナ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ソロモン、大韓民国、タークス及びカイコス諸島、タイ、台湾、タジキスタン、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チュニジア、チリ、ツバル、デンマーク（フェロー島を含む。）、トリスタン・ダ・クーニャ、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トンガ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナウル、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、ハンガリー、バーミユダ諸島、バーレーン、バヌアツ、バハマ、バルバドス、バングラデシュ、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラオ、パラグアイ、東ティモール、ピトケアン、フィジー、フィリピン、フィンランド、フォークランド諸島（マルヴィナス諸島）、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ブータン、ブラジル、フランス（コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。）、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベリーズ、ベルギー、ペルー、北方諸島、香港、ホンジュラス、ボリビア、ポーランド、ポルトガル、マーシャル、マカオ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マリ、マルチニーク、マレーシア、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モントセラト、モーリシャス、モーリタニア、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、リビア、リベリア、ルーマニア、ルクセンブルク、ルワンダ、レソト、レユニオン、ロシア並びにワリス及びフツナ

（注3） 船便郵便物に包有するリチウム電池（国際郵便約款別記16の差出条件を満たすものに限ります。）は、次に掲げる国・地域に宛てるもの限り差し出すことができます。

アセンション、アンギラ、イスラエル、インドネシア、ウズベキスタン、英国、カザフスタン、カナダ、カンボジア、ガン

ビア、北朝鮮、キルギス、クロアチア、ケイマン諸島、シンガポール、ジブラルタル、スウェーデン、スリランカ、スロベニア、スワジランド、セント・ヘレナ、セントルシア、大韓民国、タークス及びカイコス諸島、台湾、中華人民共和国、トリスタン・ダ・クーニャ、ニカラグア、バーミュダ諸島、バングラデシュ、ピトケアン、フィジー、フィリピン、フォークランド諸島(マルヴィナス諸島)、ブルネイ、ベトナム、ベラルーシ、北方諸島、香港、ボツワナ、ポーランド、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、モーリシャス、レソト並びにロシア

(注4) オーストリアあてのものを除きます。

(注5) ドイツ、アメリカ合衆国(その領土を含みます。)、アルゼンチン、カナダ(みつばちを包有するものを除きます。)、香港、台湾、大韓民国、デンマーク、フィンランド、英国、ハンガリー、インド(みつばちを包有するものを除きます。)、イスラエル、イタリア、メキシコ、ノルウェー、オランダ、ロシア、シンガポール、スウェーデン、チェコ及びトルコあてのものであって、それぞれの国の送達条件を満たすものに限ります。

II 郵便法に基づく郵便禁制品

区別	禁制品
爆発性の物	<p>■発火剤類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発火剤、せん光剤、発えん剤、発煙剤及びテルミット
	<p>■火薬類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸塩及びこれを主とする有煙火薬(猟用若しくは鉱山用黒色火薬、アンモン火薬の類) ・ニトロセルローズ及びこれを主とする無煙火薬(猟用無煙火薬の類) ・ニトロセルローズとニトログリセリンとの結合物を主とする無煙火薬
	<p>■爆薬類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷酸塩(雷こうの類)及び窒水素酸塩(窒化鉛の類)並びにこれらを主とする起爆薬 ・硝酸塩、塩素酸塩及び過塩素酸塩並びにこれらを主とする爆薬(硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットの類) ・硝酸エステル(綿薬、硝酸でんぷん、四硝酸ペンタエリスリットの類)及びこれを主とする混和物 ・ニトログリセリン及びニトログリコール並びにこれらを主とする爆薬(各種のダイナマイトの類) ・ニトロ化合物(トリニトロベンゾール、テトリール、トリニトロトルオール、ピクリン酸、トリニトロアニソール、ヘキサニトロフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、トリニトロクロルベンゾールの類)及びこれらを主とする混和物
	<p>■火工品類</p> <p>実包、空包、薬包、薬筒、雷管、弾薬筒、信管、火管、爆管、門管、導火線、導爆線、煙火、玩具煙火及びその他の火薬若しくは爆薬を使用した火工品</p>
	<p>■その他</p> <p>メタアクリル酸メチルエステル、亜塩素酸塩(ネオシロックスの類)及びこれを主とする製品</p>
発火性の物	<p>■発火合金類、還元鉄、還元ニッケル、過マンガン酸カリ、黄リン、赤リン、硫化リン、マッチ、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム粉、アルミニウム粉、真ちゅう粉、亜鉛粉、銅粉、生石灰、過酸化物(過酸化鉛、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、過酸化カリの類)、カーバイト、リン化石灰及びハイドロサルファイト</p>
引火性の物	<p>■引火点摂氏 30 度以下の物</p> <p>■上記以外の物で次に掲げる物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油類(石油エーテル、ガソリン、石油ベンジン、天然ガス分離油、頁岩油、石炭液化油、タール類分りゅう油の類で引火点摂氏30度以下のもの)を主とする塗料、接合剤、その他の製品(ラッカー、ラバーセメント、アスファルトプライマーの類) ・アルコール類(メタノール、ブタノール及び変性アルコールを含む。)及びこれを60%以上含有する製品(香粧品、酒類等) ・コロジオン、ソルベントナフタ(コールタールナフタ)、テレピン油、しょう脳、松根油及びクレオソート油
可燃性ガス	■ブタン、プロパン、アセチレン、塩化ビニールモノマその他の可燃性ガス
強酸化性の物	■過酸化水素水(容量 20%以上の物)
有毒若しくは悪臭のガス又	■毒ガス類(イペリット、ルイサイト、アダムサイトの類)、硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、無水塩化アルミニウム、クロルベンゾール、クロルベンジル、クロルアセチル、クロルピクリン、ブロム、ブロムベンジル、五塩

区別	禁制品
は蒸気を発する物	化リン、塩化硫黄、塩化第二すず、塩化スルフリル、アクロレイン、四塩化チタン及び四塩化けい素
有毒性の物	<ul style="list-style-type: none"> ・オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤(シュラーダンOMPA、ペストックス三の類) ・四アルキル鉛(四エチル鉛、四メチル鉛の類)及びこれを含有する製剤 ・ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(パラチオン、ホリドールの類) ・ジメチルエチルメルカプトエチルホスフェイト及びこれを含有する製剤(メチルジメトン、メタシトックスの類) ・ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤(ホスファミドンの類) ・ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(メチルパラチオンの類) ・テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤(テップ、ニッカリンPの類) ・モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤(モノフルオール酢酸ナトリウム、フラノールの類) ・モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤(フツソールの類) ・燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤(ホストキシンの類)
強酸類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発煙硫酸、無水硫酸、硫酸、発煙硝酸、硝酸、無水リン酸(五酸化リン)、クロルスルホン酸、ふっ化水素酸、塩酸及びぎ酸
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号。以下「規則」という。)第2条第1号トに規定する放射性物質等。ただし、次に掲げるすべての条件を満たして差し出すもの(爆発性を有するものを除く。)を除く。 ・ 昭和52年運輸省告示第585号(船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示)第4条に規定するものであり、かつ、同条第1号及び第2号に規定するものについては、放射能の量が、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄(同条第2号の表にあっては、中欄及び下欄)に掲げる量の10分の1を超えないものであること。 ・ 規則第8条第4項、第73条及び第83条第1項の規定に適合するように容器に収納し、又は包装したものであること。 ・ 郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の文字、国連番号並びに差出人の氏名又は名称及び住所又は居所を規則第8条第1項、第9条及び第93条の規定に適合するように表示したものであること。 ・ 規則第17条に規定する危険物明細書を添えて差し出すものであること。
毒薬・劇薬等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毒薬、劇薬、毒物及び劇物(官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出す物を除く。)
病原体等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生きた病原体及び病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出す物を除く。)
移動・頒布を禁止された物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

III 国際郵便としてお引受けできない危険物

1 火薬類

- (1) 爆発性の物質。ただし、その顕著な危険性が別の分類に属するものを除く。
- (2) 爆発性の物品。ただし、運送中における不慮又は偶発的な発火又は起爆により、その外部への噴射、火気、熱、煙又は大きな音が発現しない程度の限定された量又は性質の爆発性物質を含む装置を除く。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の物品及び物質で、実際の爆発効果若しくは燃焼効果又はその両方の効果を生じさせる目的で製造されたもの。
- (4) 区分
- ア 大規模な爆発の危険性を有する物品及び物質
 - イ 噴射の危険性を有するが大規模な爆発の危険性は有しない物品及び物質
 - ウ 燃焼の危険性及び弱い爆風若しくは弱い噴射の危険性又はその両方を有するが、大規模な爆発の危険性は有しない物品及び物質。この区分は、次の物品及び物質から成る。
 - (ア) 大量の放射熱を生じさせるもの
 - (イ) 弱い爆風若しくは弱い噴射又はその両方を生じつつ、逐次燃焼するもの
 - エ 運送中において発火又は起爆した場合に、重大な危険性を有しない(小さな危険性のみを有する)物品及び物質。その影響は、主として包装に限られ、かなりの大きさ又は範囲の破片の噴射が予想されないもの。外部の燃焼が、包装の内容物全部の瞬時の爆発を実際に引き起こさないもの。
 - オ 大規模な爆発の危険性を有するが、極めて反応しにくい物質で、非常に反応しにくいため通常の運送条件下では起爆の可能性又は燃焼から爆発への変化の可能性がほとんどないもの。最低限の要件として、火災試験において爆発しないもの。
 - カ 大規模な爆発の危険性を有しない、極度に反応しにくい物品。この区分は、極度に反応しにくい爆発性の物質のみを含み、偶発的な起爆や伝播の可能性が無視できる物品から成る。
 - キ カの物品の危険性は、単一の物品の爆発に限られる。
- (5) 【例】 **ニトログリセリン、雷管、点火器、ヒューズ、発煙筒、照明弾、弾薬、花火、導火線**



2 ガス類

- (1) 摂氏 50 度(華氏 122 度)で 300 キロパスカル(3.0 バール、1 平方インチ当たり 43.5 ポンド)を超える蒸気圧を有するもの
- (2) 摂氏 20 度(華氏 68 度)、標準気圧 101.3 キロパスカル(1.01 バール、1 平方インチ当たり 14.7 ポンド)で完全にガス状になるもの
- (3) 区分
- ア 引火性ガス摂氏 20 度(華氏 68 度)、標準気圧 101.3 キロパスカル(1.01 バール、1 平方インチ当たり 14.7 ポンド)で次の性状を有するガス
 - (ア) 容積で 13 パーセント以下の空気との混合で発火しうるもの
 - (イ) より小さい引火範囲に関わらず、少なくとも 12 パーセントポイントの空気との引火範囲を有するもの。引火性は、ISO が採用している方法(ISO 基準 10156:1996 参照)に従った試験又は計算により決定されなければならない。これらの方法を用いるために利用できる十分なデータが無い場合には、適切な国家当局に認められた同等の方法による試験を用いなければならない。
 - (ウ) 【例】 **小型燃料ガスボンベ、喫煙用ガスライター、引火性エアゾール製品、アセチレン、ブタン、水素**
 - イ 非引火性、非毒性ガス
 - (ア) 摂氏 20 度において 200 キロパスカルを下回らない圧力で、又は深冷液化の状態では運送されるガスであって、次に掲げるもの
 - A 窒息性のガス大気中において、通常、酸素を薄め又は酸素にとって代わるもの
 - B 酸化性のガス一般的に酸素の供給により、空気が行うより他の物質の燃焼を引き起こし又は助長するもの
 - C 他の区分に属さないもの
 - (イ) 【例】 **ネオン、空気、圧縮酸素、圧縮ガスを含む消火器、炭酸ガス、窒素ガス、ヘリウム**
 - ウ 毒性ガス
 - (ア) 人体に対する有毒性又は腐食性があるため、健康に危険を及ぼすものとして知られているもの
 - (イ) 吸入毒性度の基準に従って試験するとき、LC50 の値が 1 立方メートル当たり 5000 ミリリットル(5000ppm)以下であるため、人体に対する有毒性又は腐食性があると推定されるもの
 - (ウ) 【例】 **フッ化スルフルリル、有毒ガスサンプル、一酸化炭素、酸化エチレン、液体アンモニア**



3 引火性液体

- (1) 密閉容器テストの場合は摂氏 60 度(華氏 140 度)以下、開放容器テストの場合は摂氏 65.6 度(華氏 150 度)以下で引火性蒸気を発生させる液体、液体混合物、又は溶液若しくは懸濁液の形で固体を含む液体(例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が含まれる。ただし、その危険の性質により別に分類される物質は含まない。)。上記の温度は、一般に引火点と呼ばれる。
- (2) (1)に掲げる液体のうち、引火点が摂氏 35 度(華氏 95 度)を超えるものは、以下に該当する場合には、引火性液体とみなす必要はない。
- ア 3の物質の可燃性を試験する方法を用いても、燃焼しない場合
 - イ ISO2592 に基づく燃焼点が摂氏 100 度(華氏 212 度)を超える場合
 - ウ 水の含有量が重量で 90 パーセントを超える混和性溶液の場合
- (3) それぞれの引火点又は引火点を超える温度で運送される液体は、すべて引火性液体とみなす。
- (4) 液体の状態で、高い温度で運送され、最高の運送温度(その物質が運送中にさらされるとと思われる最高温度)又はこれを下回る温度で引火性蒸気を発生させる物質は、また、引火性液体とみなす。
- (5) 【例】 **ベンゼン、ガソリン、アルコール、引火性溶剤及び合成洗剤、引火性塗料、引火性ワニス、剥離剤、シンナー**



4 可燃性固体、自然発火性物質、水と接触すると引火性ガスを発生する物質

- (1) 可燃性固体、自己反応性物質及び同類の物質、安定化爆発物
- ア 可燃性固体は、容易に燃焼しうる固体及び運送中の条件において容易に燃焼しうる又は摩擦により火を生じる可能性のある固体である。容易に燃焼しうる固体は、粉末の、粒状の又は練り粉状の物質であり、燃えているマッチのような着火源との短い接触により、容易に発火しうる場合及び炎が急速に広がる場合には、危険性があるものである。危険性は、火災のみによるものではなく、有毒性の燃焼の産物によっても引き起こされる場合もある。金属粉末については、二酸化炭素又は水のような通常の消火剤が危険を増しうるので、消火が難しいため、特に危険である。
 - イ 自己反応性物質及び同類の物質温度が不安定な、酸素(空気)がなくても強い放熱を伴う分解反応を起こしやすい物質。以下の物質は、4(1)の自己反応性物質とはみなさない。
 - (ア) 1の基準に従う爆発性の物
 - (イ) 酸化性固体の指定手順に従う酸化性物質
 - (ウ) 5(2)の基準に従う有機過酸化物
 - (エ) 分解熱が 1 グラム当たり 300 ジュールを下回る物質
 - (オ) 自己加速分解温度が、50 キログラムの包みについて、摂氏 75 度を超える物質
 - ウ 自己反応性物質の性質を示すあらゆる物質は、その物質が、自然発熱物質の分類基準に従い、4(2)に該当する試験結果が出た場合においても、上記に分類しなければならない。
 - エ 同類の物質は、自己加速分解温度が摂氏 75 度を超えるという点で、自己反応性物質とは区別される。同類の物質は、自己反応性物質と同様に、強い発熱を伴う分解を起こしやすい。また、一定の包装状態においては、1の物質の基準を満たしやすい。
 - オ 安定化爆発物爆発しやすい性質を抑制するため、水若しくはアルコールで湿らされ、又は他の物質で薄められた物質
 - カ 【例】 **安全マッチ、硝酸セルロースフィルムその他の硝酸セルロース製品、金属マグネシウム及びマグネシム合金、セルロイド、ボルネオール、リン、硫黄**
- (2) 自然発火性物質
- ア 運送中における通常の条件下で自然発火しやすく又は空気との接触により発熱しやすく、その上発火しやすい物質
 - イ 【例】 **乾燥チタン粉末、乾燥ジルコニウム、無水硫化ナトリウム、活性炭、金属触媒**
- (3) 水と接触すると引火性ガスを発生する物質
- ア 水と接触して引火性ガスを発生させる物質(濡らすと危険な物質)。水との相互作用によって自然発火しやすくなり、又は危険な量の引火性ガスを発生する物質
 - イ これらの物質は、「水と反応する物質」という。
 - ウ 【例】 **亜鉛灰、水酸化ナトリウム、ナトリウム、ルビジウム、カリウム、安定化マネブ、リチウム、カルシウム、カーバイト、マグネシウム、バリウム**



5 酸化性物質及び有機過酸化物

(1) 酸化性物質

ア それ自体は必ずしも可燃性ではないが、酸素を与えることにより通常の物の燃焼を引き起こし又は他の物の燃焼を助長する物質

イ【例】 臭素酸塩、塩素酸塩、硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、一部の過酸化物



(2) 有機過酸化物

ア 二価構造-O-O-を持ち、水素原子の一つ又は両方が有機基により置換された過酸化水素の誘導体とみなしうる物質

イ 有機過酸化物は、発熱を伴う自己加速的な分解を起こしうる、温度が不安定な物質である。さらに、次の一又は二以上を持ちうる。

- (ア) 爆発性分解を起こしやすいこと
- (イ) 急速に燃えること
- (ウ) 衝撃又は摩擦に敏感であること
- (エ) 他の物質と危険な反応をすること
- (オ) 目に害を及ぼすこと

ウ【例】 過酸化ベンゾイル、メチルエチルケトンパーオキシサイト



6 毒物及び伝染性の物質

(1) 毒物

ア 飲用され、吸入され又は皮膚により接触した場合に、死亡若しくは傷害を引き起こし、又は人の健康に害を及ぼしやすい物質

イ【例】 砒素、アンチノック性混合動力燃料、固形殺菌剤、水銀化合物、殺鼠剤、消毒剤



(2) 伝染性の物質

ア 病原体を含有していることが知られており、又は病原体を含有していると合理的に予想される物質。病原体とは、人間又は動物の感染症を引き起こすことが知られており、又は感染症を引き起こすことが合理的に予想される微生物(バクテリア、ウイルス、リケッチア、寄生虫、菌類を含む。)、又は遺伝子組替微生物(雑種又は突然変異種)である。伝染性の物質が、人間又は動物に病気を引き起こすことがない場合には、本項に関する規定は、適用されない。ただし、伝染性の物質が、それに触れた場合に病気を蔓延させる可能性があるときは、本項に関する規定が適用される。

イ【例外】 伝染性の物質は、関係する国の郵政当局の規定及びIATA危険物規則の関連部分に従い、発送物に「IATA 発送人危険物申告書」が付されていることを条件として、航空郵便で発送することができる。固体二酸化炭素(ドライアイス)についても、伝染性の物質の冷却剤として使用される場合には、発送方法がIATA危険物規則の関連部分を満たしていることを条件に、航空郵便で引き受けることができる。

ウ【例】 HIV、肝炎、サルモネラ菌、ラッサ熱ウイルス、風疹ウイルス、炭疽菌



7 放射性物質

(1) 【例外】 放射性物質は、関係する国の郵政当局の規定及びIATA危険物規則の関連部分に従い、その放射能がIATA危険物規則の適用除外包装の放射能限度の表 10.3.Cにおいて許容されている放射能値の十分の一を超えないこと及び六フッ化ウランを包有していないことを条件として航空郵便で発送することができる。放射性物質のための文書規定は、このような発送に適用しない。

(2) 【例】 プルトニウム、ラジウム、ウラン、セシウム



8 腐食性物質

- (1) 漏出した場合に、生命体の組織と接触すると化学反応によって深刻な損傷をもたらす、又は他の貨物若しくは運送手段に相当の損害を与える物質
- (2) 【例】腐食性洗浄液、腐食性の錆除去剤又は錆防止剤、腐食性の塗料又はワニス除去剤、硝酸、バッテリー液、硫酸、水銀、塩酸、酢酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム



9 環境有害物質を含むその他の有害物質及び物品

- (1) 航空運送中に、他の分類に該当しない危険を与える物質及び物品。この分類には、その他の規制物質、磁化された物質並びにその他の物品及び物質が含まれる。
- (2) その他の規制物質乗客及び乗務員に著しい立ちや不快感を引き起こす、麻酔効果、身体への有害性又はその他の同様の性質の液体又は固体
- (3) 磁化された物質航空運送用に包装された場合に、まとめられた包装の表面の任意の点から 2.1 メートルの距離において 1 平方メートル当たり 0.418 アンペア(0.00525 ガウス)以上の磁場の強さを有する物質(磁場の強さの測定方法を含む、IATA による包装指示 953 も参照)。
- (4) 高温物質摂氏 100 度(華氏 212 度)以上でかつ引火点を下回る温度において液体の状態、又は摂氏 240 度(華氏 464 度)以上の温度で固体の状態に運送され又は運送に供される物質。これらの物質は、特別な政府の免除がある場合に限り、運送することができる。
- (5) この分類に含まれる例
- ア アスベスト
 - イ 固体二酸化炭素(ドライアイス)
 - ウ 環境有害物質
 - エ 救命器具
 - オ 内燃機関
 - カ 重合ビード
 - キ 電池により動力が供給される装置又は車両
 - ク 亜ジチオン酸塩亜鉛
 - ケ 伝染性の物質とみなされない、遺伝子が組み替えられた生物又は微生物
- (6) 【例】ヒドロ亜硫酸塩亜鉛、ホワイトアスベスト、エアバッグ・モジュール、イニシエーター、シートベルト・プリテンショナー、PCB、磁石、リチウムバッテリー(機器に取り付けられたボタン型リチウム電池及び機器に取り付けられたリチウム電池であって、国際郵便約款別記 16 の差出条件を満たすものを除く。)、救命装置、ドライアイス



IV 国際郵便による郵送が可能な使いすてカイロを販売する事業者リスト

事業者名	
アイリスオーヤマ(株)	(株)立石春洋堂
アイリス・ファインプロダクツ(株)	タテックス
(株)アザレインターナショナル	ダイエー
イオン(株)	大日本除虫菊(株)
井脇製缶(株)	(株)なかじま
宇都宮製作(株)	西日本共和
エステー(株)	ニッセン商事(株)
(株) OGC 九州本部	日本生活協同組合連合会
オカモト(株)	(株)白元
オリエックス(株)	久光製薬(株)
紀陽除虫菊(株)	フマキラー(株)
桐灰化学(株)	ホームマック(株)
コーナン商事(株)	宝商(株)
興和(株)	マイコール(株)
(株)児玉兄弟商会	(株)ユー・エス・ジェイ
小林製薬(株)	ユーコープ事業連合
(株)サンケイ商事	ユニー(株)
三宝化学(株)	(株)ロッテ
生活協同組合コープこうべ	Belgeuse Comercial S.AGRABBER-MYCOAL
タカビシ化学(株)	LIL-LETS SOLUTIONS
(株)タカマツヤ	MYCOAL WARME PACKS